〇通所介護の人員配置について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 配置基準 | 常勤の要件 |
| 管理者 | 資格要件なし | 常勤専従（例外あり） |
| ・常勤，専従の管理者の配置が必要です。・ただし，管理業務に支障がない場合に限り，以下の兼務が可能です。① 当該通所介護事業所における他の職種② 他の事業所又は施設等での他の業務 |
| 生活相談員 | 資格要件：次のいずれかの資格を有する者1. 社会福祉士 ②介護福祉士 ③介護支援専門員

④社会福祉主事 ⑤精神保健福祉士 | 生活相談員又は介護職員のうち１人以上常勤 |
| ・単位の数にかかわらず，営業日ごとに，サービス提供時間数以上の配置が必要です。例）サービス提供時間９時～16時（７時間）→生活相談員は，７時間以上の配置が必要 |
| 看護職員 | 資格要件：看護師又は准看護師 | なし |
| ・単位ごと，営業日ごとに１人以上配置が必要です。・サービス提供時間帯を通じて専従する必要はないが，提供時間帯を通じて当該通所介護事業所と密接，かつ，適切な連携を図ること。・病院，診療所，訪問看護ステーションと連携し（看護職員を派遣する契約書または協定書の作成が必要），その看護職員が営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う場合は，人員基準を満たしたものとします。 |
| 介護職員 | 資格要件：認知症介護基礎研修修了者・次のいずれかの資格を持つ場合は上記研修の受講不要。1. 看護師 ②准看護師 ③介護福祉士 ④介護支援専門員

⑤実務者研修修了者 ⑥介護職員初任者研修修了者⑦生活援助従事者研修修了者 ⑧介護職員基礎研修修了者※⑨訪問介護員１級課程修了者※ ⑩訪問介護員２級課程修了者※ ⑪社会福祉士 ⑫医師 ⑬歯科医師 ⑭薬剤師 ⑮理学療法士 ⑯作業療法士 ⑰言語聴覚士 ⑱精神保健福祉士 ⑲管理栄養士 ⑳栄養士 ㉑あん摩マッサージ指圧師 ㉒はり師 ㉓きゅう師 ㉔認知症介護実践者研修修了者 ㉕認知症介護実践リーダー研修修了者 ㉖認知症介護指導者研修修了者※介護職員基礎研修及び訪問介護職員研修は，平成25年4月に介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の創設に伴い廃止されましたが，旧資格は従前のとおり有効です。 | 生活相談員又は介護職員のうち１人以上常勤 |
| ・単位ごと，営業日ごとに，サービス提供時間数に応じた配置が必要です。〇利用者数15人まで：常時１人以上〇利用者16人以上：15人を超える部分の利用者数を５で除して得た数以上（常時１人以上配置すること）→（（利用者数－15）÷５＋１）×サービス提供時間例）利用者30人，サービス提供時間7時間の場合→（（30－15）÷５＋１）×７＝28時間→サービス提供時間帯において延べ28時間分の介護職員の配置が必要・複数の単位を実施している場合，単位ごとに介護職員が常時１人以上確保されている限りにおいては，単位を超えて柔軟な配置が可能です。 |
| 機能訓練指導員 | 資格要件：次のいずれかの資格を有する者1. 理学療法士 ②作業療法士 ③言語聴覚士 ④看護職員

⑤柔道整復師 ⑥あん摩マッサージ指圧師 ⑦はり師・きゅう師（一定の実務経験を有する者） | なし |
| ・１人以上配置が必要です。（営業日ごと，サービス提供時間帯を通じて配置する必要はありませんが，事業所に必ず１人以上配置が必要です。）・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能を有する者を適切な時間数配置すること。・はり師及びきゅう師については，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有するものに限る。） |

注 上記の人員基準は指定基準であり，各種加算を算定する場合は，人数や資格要件が異なります。

○通所介護の設備基準について

|  |  |
| --- | --- |
| 設備等 | 基準等 |
| 全体 | ・通所介護の設備（建物全体ではない）は，原則，通所介護事業専用で使用されなくてはなりません。基本的に，他事業とは兼用できないことに注意すること。・要介護者等の使用に適した設備を備え，バリアフリーに努めること。・同一建物内に同一法人が複数の通所介護事業所は開設できません。また，同一敷地内においても，原則，同一法人が複数の通所介護事業所は開設できない。 |
| 食堂及び機能訓練室 | ・それぞれ必要な広さを有し，有効面積で，３㎡に利用定員を乗して得た面積以上とすること。・上記にかかわらず，それぞれの使用に支障がないときは，同一の場所とすることができる。 |
| 機能訓練室に含めない箇所・通所介護事業所の他の設備（相談室，静養室，事務室，浴室，脱衣所，通路，廊下等）・通所介護の利用者以外（相談者，従業員等）が事務室や相談室へ出入りするために機能訓練室を通行しなければならない場合は，通路（幅１ｍ）として有効面積から除外すること。 |
| 相談室 | ・個室又は遮へい物（パーティション等）の設置等により，相談内容が漏洩しないように配慮されていること。 |
| 静養室 | ・個室又はカーテン等で仕切られたスペースであること。・機能訓練室等から離れている場合は，ナースコールの設置が望ましい。・利用者10人に対し１以上のベッド又は布団を設置可能なスペースを確保することが望ましい。（例：定員25名の場合，３以上のベッド又は布団） |
| 事務室 | ・当該事業を行うために必要な面積を有すること。・他の事業と同一の事務室を使用する場合は，当該事業所の区画が明確に区分されていること（パーティション等の設置は不要）・個人情報の保護のため，鍵付きの書庫を設置すること。 |
| トイレ | ・要介護者等の使用に適した設備を備えること。・ナースコールの設置が望ましい。 |
| 浴室及び脱衣所 | ・要介護者等の使用に適した設備を備えること。（入浴介助を行う場合のみ） |
| 玄関 | ・通所介護事業所専用の玄関を設けること。（併設する他の事業（サービス付き高齢者向け住宅等）との兼用は原則不可。） |
| 他法令等に関する注意 | ・建築基準法，消防関連法令等について，事前に所管の建築担当者及び消防署に確認すること。・指定通所介護事業所は「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要であり，この設備とは，建築基準法・消防法等において規定された設備を示し，それらの設備の確実な設置が必要である。（※別紙参照）◎特に，既存の建物（住宅・店舗等）を利用して通所介護事業所を開設する場合には，所轄庁での手続きや設備改修が必要となることがあるため，必ず事前に確認しておいてください。 |

○通所介護を開設予定の皆様へ～建築基準法・都市計画法，消防関連法令等について～

介護保険法に基づく通所介護事業所は，「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です（介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第66号）第100条参照）。

この設備とは，建築基準法・消防法等において規定された設備を示しており，それらの設備を確実に設置しなければなりません。

|  |
| --- |
| ○建築基準法・都市計画法関係について |
| ・建物の用途により，防火，避難関係の規定が異なるため，通所介護の開設にあたっては，当該建物が建築基準法に定める要件を備える建物であるか，建築基準法を所管する部署に必ず御確認ください。・通所介護事業所は，建築基準法上は「児童福祉施設等」に該当し，面積に関わらず遵守すべき設備要件があります（例：防火上主要な間仕切り壁の設置，非常用の照明装置の設置等）。・既存建物を通所介護で利用する場合，建物の床面積等によって建築確認の用途変更を行う必要があります。・土地によっては，都市計画法の用途制限を受けている場所があり，開発許可が必要な場合があります。■建築基準法の確認部局：県西県民センター建築指導課<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/nishise/kenchiku/kenchiku/index.html>ホーム > 茨城を知る > 県のご案内 > 地域情報 > 県民センター > 県西県民センター > 県西県民センター建築指導課■都市計画法（開発許可）の確認部局：常総市都市建設部都市計画課<https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/kurashi/bousai_koutsu/juutakusaigaitaisaku/development_permit_system.html>ホーム > くらし・行政住民のみなさんへ > 防災・災害対策・交通安全 > 住宅災害対策> 開発許可制度について |
| ○消防法について |
| ・火災の早期発見，通報，初期消火，迅速かつ安全な避難を行わせるため，建物の使途，面積により消火器や消防機関へ通報する火災報知設備，スプリンクラー等の消防用設備の設置が義務づけられております。詳細については最寄の消防署にお問い合わせください。消防法上の手続き（防火対象物使用開始届等）を確認し，手続きが必要な場合は申請時までに手続きを完了してください。茨城県内の消防署一覧<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/shobo/ibaraki-shobohonbu.html>ホーム > 茨城県の各部局の業務案内 > 防災・危機管理部 > 本庁 > 消防安全課 > 茨城県内消防本部 |